

農業競争力強化支援法活用ガイド

農業資材分野

支援の対象

肥料・農薬・配合飼料の
製造事業

2020.4～

肥料・農薬・配合飼料・
農業機械の卸売事業

2020.4～

肥料・農薬・配合飼料・
農業機械の小売事業

農業競争力強化支援法とはどのような法律ですか？

平成29年5月に成立した農業競争力強化支援法は、農業者が自らの努力のみでは対応できない「良質かつ低廉な農業資材の供給」と「農産物流通・加工の合理化」を図るために、農業資材・農産物流通等の事業者の事業再編等を促進するための措置を講ずることなどにより、農業の競争力強化を図るもので

この法律は農業資材事業者とどのような関係があるのですか？

農業の持続的な発展を図るために、農業者は生産コストと流通コストの削減に取り組み、農業所得の向上を実現していくなければなりません。

この法律の目的の一つは、農業生産関連事業の再編による、良質かつ低廉な農業資材の供給の実現です。国はその施策の一環として、農業資材事業の再編を支援します。

事業再編のメリットは？

農業資材事業者



事業再編による生産・流通コストの削減を通じて、経営基盤が強化されます。

また、人口減少、高齢化といった社会的な要因や事業継承の観点からも、事業再編は有効な手段の一つです。

農業者

良質かつ低廉な
農業資材の供給



生産コスト削減
による農業所得
の向上が期待
されます。



計画認定までの流れ

Step1. 相談



幅広いご相談に
対応いたします！

並行して、公庫等の支援機関や公正取引委員会へ事前相談

Step2. 事業再編 計画作成

□ お問い合わせ先 :

計画作成前からお早めにご相談ください。

総合窓口	農林水産省 農産局 技術普及課 生産資材対策室	03-6744-2186
肥料 / 農薬	同室 資材効率利用班 / 資材対策企画班	03-6744-2186
農業機械	同室 機械安全対策班	03-6744-2111
配合飼料	飼料課 流通飼料対策室 需給対策第1班	03-3591-6745
各支援機関	独立行政法人 中小企業基盤整備機構	03-5470-1575
	株式会社 日本政策金融公庫	0120-154-505

□ 支援を受けるには、①と②の両方について記載した再編計画の作成が必要です：

① 再編内容

■ 再編に該当する行為

- ①合併 ②分割 ③農業資材の生産または販売事業の譲渡・譲り受け
- ④株式の交換・移転 ⑤資産の譲渡・譲り受け ⑥出資の受入れ
- ⑦他の会社※1の株式または持分の取得（関係事業者となる場合に限ります。）
- ⑧関係事業者※1の株式又は持分の譲渡（関係事業者でなくなる場合に限ります。）
- ⑨会社※1の設立または清算 ⑩有限責任事業組合※2に対する出資
- ⑪保有する施設の相当程度の撤去または設備の相当程度の廃棄

※1 外国法人も含みます。

※2 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合を指します。

② 目標設定

■ 新たな生産・販売方式や設備の導入

・農業資材に係る新たな生産または販売方式の導入

・設備等の利用による農業資材の生産または販売の効率化



また、再編計画には以下の目標を定めていただく事が必要です。

1 良質かつ低廉な農業資材の供給に関する目標

農業資材の販売コストの低減または農業経営の安定・発展につながる取組であり、
生産者へ及ぼす効果について定量的な目標設定が必要です。

例えば、次のようなものを指します：①既存商品の価格の引き下げ

②既存品より機能性や利便性を高めた新商品の開発、生産または販売

2 生産性の向上に関する目標

事業再編計画終了年度において、次のいずれかが、事業再編計画の開始直前の事業年度における値を上回ることが必要です。

- ①営業利益額※3を総資産額で除した値
- ②有形固定資産回転率
- ③施設または設備の稼働率
- ④従業員1人あたり付加価値額の値
- ⑤上記のいずれかに相当する他の指標の値

※3 減価償却費及び研究開発費を控除する前のものを指します。

3 財務内容の健全性の向上に関する目標

事業再編計画の終了年度において、原則、次の両方を満たすことが必要です。

- ① 有利子負債合計額 - (現金預金 + 信用度の高い有価証券等の評価額 + 運転資金額) ≤ 10
留保利益額 + 減価償却費 + 前事業年度からの引当金増減額
- ② 経常収入額 > 経常支出額

その他、以下のことにもご留意ください。

- ・計画が技術的、資金的に実施可能であること（計画期間は5年以内、また、必要な資金額や調達方法も記載。）
- ・雇用の安定等に十分配慮すること
- ・独占禁止法に抵触しないこと
- など

認定要件

- ・国の策定した実施指針に照らし適切であること
- ・計画に記載した取組が、農業者のコスト低減や農業所得の向上に効果があると見込まれること等

認定された計画のうち、申請書本文の一部をホームページで公表します。

なお、企業秘密にあたる部分は公表資料から除くことができます。

Step3. 申請～認定

支援機関審査など

事業再編 の実施

どんな支援が受けられますか？

- 支援法では、以下のような支援メニューを用意しています。

再編にあたっての
お悩み例



○民間金融機関から資金を借りたいが、
信用保証協会の保証を受けることが
難しい。

○海外現地法人と共同で事業再編
するために、海外の金融機関から
資金調達したい。

○原料タンクの増設や、高機能な
製造機の取得などに利用できる
長期の資金があればいいのに。

○他の事業者との資本提携のための
資金調達がしたい。

○統合する相手会社の債権者に債務
移転の同意を得なければならないが、
時間が掛かるし、個別にやるのは
ハードルが高い。

支援措置

【中小企業基盤整備機構】 債務保証

支援の条件※・概要

民間金融機関からの借入れに対して債務保証を実施。
保証割合：借入れの50%（25億円まで）
保証期間：5年または10年

中小
企業

大企
業

【日本政策金融公庫】 信用状の発行 (スタンダバイ・クレジット)

○ 中小企業者とその海外現地法人が海外において事業再編を共同して実施する場合、現地での資金調達を支援。
○ 海外金融機関に対し、公庫が信用状を発行（債務保証）。

保証限度額：4億5千万円/法人

○

-

【日本政策金融公庫】 長期・低利融資 (飼料製造事業のみ)

事業再編計画に対し、長期かつ低利の資金を貸付け。
貸付限度額：負担額の8割
償還期限：10～20年以内
据置期間：3年以内

○

-

【その他手続き】 事業譲渡における 債権者に対する催告の 手続きの簡素化

認定計画に従い債務移転する場合、債権者に対する催告の通知を一括化でき、催告への返答が1ヶ月以上なければ、債権者の同意があったものとみなすことが可能。

○

○

※支援措置に関する条件の詳細等についてはホームページに掲載しております。

更に詳しく知りたい方は

ホームページには、これまでの認定事例、関係法令、申請様式、Q & Aなどの関連情報を掲載しています。

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/nougyo_kyousou_ryoku/sienhou/index.html



農業競争力強化支援法

検索

● このガイドブックに関するお問い合わせ先：農林水産省 農産局 技術普及課

令和6年4月作成

所在地 東京都千代田区霞が関1-2-1 tel. 03-6744-2186